

加盟団体規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第11条に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めるものとする。

(加盟団体等)

第2条 定款第11条の規定による加盟団体は、次のとおりとする。

- (1) 定款第11条第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）は、別表1のとおりとする。
- (2) 定款第11条第2号に定める団体（以下「加盟学校団体」という。）は、別表2のとおりとする。
- (3) 定款第11条第3号に定める団体（以下「加盟地域団体」という。）は、別表3のとおりとする。

第3条 本会は、前条のほか、県内におけるアマチュアスポーツ団体を仮加盟団体とすることができる。

2 仮加盟に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

(加盟団体の使命)

第4条 加盟団体は、社会的存在としての責務を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の取組を自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの振興と文化としてのスポーツの高揚に努めること。
- (2) フェアプレー精神を広め深めることを通して、他人に対する思いやりや多様な価値観を認めあう心豊かな人づくりに寄与すること。
- (3) 多様な人々が共生し、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、心身の健全な発達と健康で明るく豊かな生活及び持続可能で活力ある社会の実現に寄与すること。
- (4) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。

第2章 組 織

(加盟競技団体の組織)

第5条 加盟競技団体は、県内におけるアマチュアスポーツ団体を各競技別に統括する団体として、適当なる組織を有し、所属する全国競技連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟学校団体の組織)

第6条 加盟学校団体は、小学校、中学校、高等学校を統括する学校体育連盟として適当なる組織を有し、所属する全国学校体育連盟のあるものは、その規則に準拠しなければならない。

(加盟地域団体)

第7条 加盟地域団体は、市町村体育・スポーツの統括団体としての適当なる組織を有しなければならない。

ない。

2 前項の団体名及びその役職名には、当該の市町村名を冠しなければならない。

第3章 権 限

(加盟団体の権限)

第8条 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 評議員及び役員選任規程（以下「選任規程」という。）第2条第1項第1号の規定により、各団体1名の評議員候補者を選出すること。
 - (2) 選任規程第3条第1項第1号、第2号、第3号の規定により、理事候補者を選出すること。
 - (3) 本会会長等が、加盟団体代表者会議又は事務連絡の会議等の招集を求めたときに、出席すること。
 - (4) 本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
 - (5) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。
 - (6) 加盟団体の組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
 - (7) 神奈川県スポーツ協会加盟団体であることを称すること。
 - (8) 本会が提供した情報を取得すること。
- 2 仮加盟団体は、前項第4号、第5号、第6号、第7号、第8号に定める権限を有するとともに、加盟団体に向けた組織整備等に対して本会の指導・助言を求めることができる。なお、前項第7号に関しては、加盟団体を仮加盟団体と読み替えるものとする。

第4章 義 務

(遵守すべき事項)

第9条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉を遵守するよう努めなければならない。

2 加盟団体は、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) 日本アンチ・ドーピング規程を遵守し、アンチ・ドーピング活動に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止に努めなければならない。
- (5) 役職員等の関係者に本会の役・職員倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させるとともに、本会が定める「公益財団法人神奈川県スポーツ協会および加盟団体における倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

(提出義務)

第10条 加盟団体は、毎事業年度開始1月後までの間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を本会に提出しなければならない。

2 加盟団体は、毎事業年度終了後3月以内に、次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(2) 役員名簿（役職名、氏名）

(3) 前年度の登録人口

- 3 前第1項及び第2項の定めは、当該書類がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しないことができる。
- 4 前第3項の場合において、当該加盟団体は、当該状態にあることを事前に本会に通知するとともに、最新年度のものから過去5年分を常に公開するよう努めなければならない。
- 5 加盟団体は、選任された評議員及び当該団体の役員並びに規程規約、その他すでに本会に提出している書類に変更があった場合には、ただちに書面をもって、本会に提出しなければならない。

(分担金)

第11条 加盟団体は、毎年6月末日までに、別表に定める分担金を納入しなければならない。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第12条 本会に加盟しようとする団体は、その代表者より次の書類を会長に提出し、理事会及び評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 所属加盟団体組織一覧表
- (4) 役員名簿（役職名・氏名・住所・電話・勤務先等）
- (5) 当該年度事業計画書及び予算書並び収支決算書
- (6) その他参考となる資料

2 加盟団体の審査は次の基準による。

(1) 加盟申請競技団体は、定款第11条第1号の資格を有する団体であること。

ア 原則として、1/4以上の加盟地域団体への加盟実績又は1/3以上の県内市町村支部組織の整備実績を有していること

イ 前号(1)－アの基準を満たしていない団体についても、特別の条件がある場合は、加盟団体規程内規により理事会及び評議員会の同意を得て、これを加盟させることができる。

ウ 前項(1)－アイ以外の団体についても、特別の条件がある場合は、加盟団体規程内規により理事会及び評議員会の同意を得て、これを仮加盟させることができる。

(2) 加盟申請地域団体は、定款第11条第3号の資格を有する団体であること

3 加盟の同意を得た加盟団体及び仮加盟団体の分担金、加盟金、年度会費及び評議員の選出は、次のとおりとする。

(1) 加盟団体は、ただちに定款第13条に規定する分担金及び別に定める加盟金を納付するとともに、選任規程第2条第1号の規定により評議員候補者を選出し、代表者から会長に届け出なければならない。

(2) 仮加盟団体は、別に定める年度会費を納入しなければならない。

(3) 仮加盟団体は、評議員会に出席することができる。

(脱退)

第13条 定款第14条の規定により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由

第6章 監 督

(検査)

第14条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第15条 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調査)

第16条 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に関し報告を求め、又は本会の職員等に、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体役員等の関係者に対して質問させることができる。

(協力義務)

第17条 加盟団体は、第14条、第15条及び第16条に定める本会の監督行為に対して、協力しなければならない。

(処分)

第18条 加盟団体が第5条、第6条又は第7条の資格を失ったとき、第10条から第11条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不相当と認められるときは次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的手続き及び内容については、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

3 処分に伴い、本会と当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、当該事業の所管委員会にて協議の上、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。

(不服申立)

第19条 本会の決定した処分に不服があるときは、本会及び加盟団体は、スポーツ仲裁に関する規程により解決する。

第7章 その他

(納付金等の精算)

第20条 加盟団体が、定款第14条第2項前段の規定により資格を喪失した場合は、既に納付した分担金、拠出金、支払経費等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、資格喪失前に支出の義務を生じた金額は、ただちに納付しなければならない。

附 則

- 1 本規程は平成11年4月1日から施行する。
- 2 本規程の実施とともに、財団法人神奈川県体育協会加盟規程（昭和59年8月1日制定）は廃止する。
- 3 この規程の施行日前に、旧規程の規定により加盟の承認を得た団体にあつては、第12条第2項第1号アの規定は適用しない。

附 則

本規程は、平成12年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人神奈川県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1)

一般社団法人神奈川県野球連盟、一般財団法人神奈川県陸上競技協会、一般財団法人神奈川県バレーボール協会、神奈川県ソフトテニス連盟、神奈川県テニス協会、一般社団法人神奈川県卓球協会、一般社団法人神奈川県バスケットボール協会、一般社団法人神奈川県水泳連盟、神奈川県体操協会、公益財団法人神奈川県スキー連盟、一般社団法人神奈川県サッカー協会、神奈川県バドミントン協会、神奈川県ハンドボール協会、神奈川県自転車競技連盟、一般社団法人神奈川県ラグビーフットボール協会、神奈川県ウエイトリフティング協会、神奈川県ホッケー協会、神奈川県弓道連盟、神奈川県レスリング協会、神奈川県柔道連盟、神奈川県相撲連盟、神奈川県セーリング連盟、公益社団法人神奈川県馬術協会、神奈川県ボクシング連盟、神奈川県ソフトボール協会、神奈川県フェンシング協会、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会、特定非営利活動法人神奈川県ライフル射撃協会、一般社団法人神奈川県クレー射撃協会、神奈川県スケート連盟、神奈川県剣道連盟、神奈川県山岳連盟、神奈川県銃剣道連盟、神奈川県カヌー協会、神奈川県空手道連盟、神奈川県なぎなた連盟、特定非営利活動法人神奈川県アーチェリー協会、神奈川県ボウリング連盟、神奈川県アイスホッケー連盟、神奈川県野球協会、神奈川県ゲートボール連合、神奈川県少林寺拳法連盟、神奈川県パワーリフティング協会、神奈川県スキューバダイビング協会、特定非営利活動法人神奈川県武術太極拳連盟、神奈川県ゴルフ協会、一般社団法人神奈川県トリアスロン連合、神奈川県跆拳道協会、神奈川県オリエンテーリング協会、神奈川県スポーツチャンバラ協会、神奈川県エアロビック連盟、神奈川県合気道連盟、神奈川県ダンススポーツ連盟、神奈川県グラウンド・ゴルフ協会、神奈川県日本拳法連盟、神奈川県サーフィン連盟

(別表2)

神奈川県高等学校体育連盟、神奈川県中学校体育連盟、神奈川県小学校体育研究会

(別表3)

公益財団法人横浜市スポーツ協会、公益財団法人川崎市スポーツ協会、公益財団法人相模原市スポーツ協会、横須賀市体育協会、平塚市体育協会、鎌倉市体育協会、藤沢市体育協会、公益財団法人小田原市体育協会、茅ヶ崎市体育協会、公益財団法人逗子市スポーツ協会、三浦市スポーツ協会、公益財団法人秦野市スポーツ協会、公益財団法人厚木市スポーツ協会、大和市体育協会、伊勢原市スポーツ協会、海老名市スポーツ協会、座間市スポーツ協会、南足柄市スポーツ協会、綾瀬市スポーツ協会、葉山町体育協会、寒川町体育協会、大磯町体育協会、二宮町スポーツ協会、中井町スポーツ協会、大井町スポーツ協会、松田町スポーツ協会、山北町スポーツ協会、開成町スポーツ協会、箱根町体育協会、湯河原町体育協会、真鶴町スポーツ協会、愛川町スポーツ協会、清川村体育協会